

令和7年度 松前町上水道水質検査計画



水質検査計画の内容



- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び浄水の水質状況
- 4 水質検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査方法
- 8 信頼性の確保、水質検査の精度及び水質検査結果の評価
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 関係者との連携

松前町役場 公営企業部 上下水道課

〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631

TEL : 089-985-4133 FAX : 089-985-4147

Mail : 24suido@town.masaki.ehime.jp



1 基本方針

松前町上下水道課では、皆様に安心して御利用いただける水道水を供給するに当たって、水源の状況に応じた適切な水処理を行うための水質検査や、水道水として安全で良質なものであることを御理解いただくための水質検査を計画的に行うために、「水質検査計画」を策定し、公表します。

- (1) 供給する水が給水栓において水質基準に適合していることを確認するため、計画的に検査を行います。
- (2) 検査地点は、水道法で定める給水栓に加え、原水で検査を行います。
- (3) 検査項目は、水道法で義務付けられている「毎日検査項目」及び「水質基準項目」、検査を行うことが望ましいとされる「水質管理目標設定項目」のほか、水源の水質監視に関する項目について検査を行います。
- (4) 検査頻度は、水道法及び当上下水道課の過去の検査結果などにに基づき、項目に応じて頻度を設定し検査を行います。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

給水状況は【表－１】のとおりです。

【表－１】給水状況

区 分	内 容
給 水 区 域	松前町全域(専用水道区域を除く)
給 水 人 口	29,690人
普 及 率	98.5%
給 水 戸 数	11,945戸
計画1日最大給水量	16,000m ³ /日
1日最大給水量	10,355m ³ /日
1日平均給水量	9,583m ³ /日

※計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値です。

※計画1日最大給水量は、西古泉水源地の改修完了後の能力数値です。

(2) 水源地及び浄水場の施設概要

町内にある1ヶ所の水源地（西古泉水源地）では塩素消毒後、2ヶ所の浄水場（恵久美浄水場、北伊予浄水場）では膜ろ過・塩素消毒後、ポンプにより配水しています。

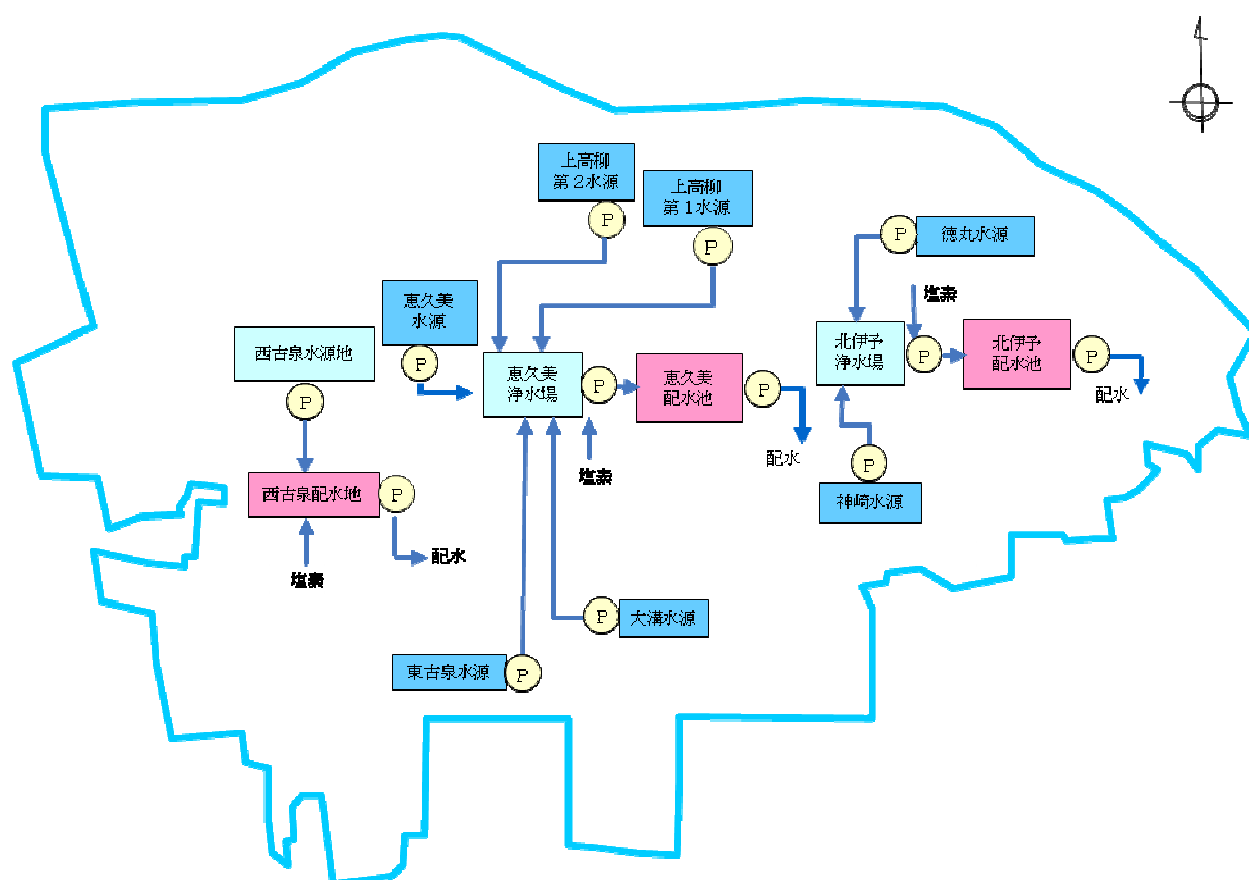
水源地及び浄水場の施設概要は【表－2】のとおりです。

【表－2】水源地及び浄水場の施設概要

施設名	水源の種別	給水能力(m ³ /日)	主な浄水処理方式
西古泉水源地	浅井戸	7,152	塩素消毒
恵久美浄水場	浅井戸	4,810	膜ろ過 塩素消毒
北伊予浄水場	浅井戸	3,330	膜ろ過 塩素消毒

(3) 配水系統図

水源地、浄水場、配水池及び配水系統の関連は【図－1】のとおりです。



【図－1】水源地、浄水場、配水池及び配水系統の関連

3 原水及び浄水の水質状況

原水及び浄水の水質状況は【表－３】のとおりです。

【表－３】原水及び浄水の水質状況

施設名	浄水方法	水質状況	問題点	水質管理上着目すべき項目
西古泉水源地	塩素処理	地下水なので安定している。	水田・畑の耕作による影響をうける。	硝酸態窒素
恵久美浄水場	膜ろ過 塩素処理	地下水なので安定している。	水田・畑の耕作による影響をうける。	硝酸態窒素
北伊予浄水場	膜ろ過 塩素処理	地下水なので安定している。	水田・畑の耕作による影響をうける。	硝酸態窒素

4 水質検査地点

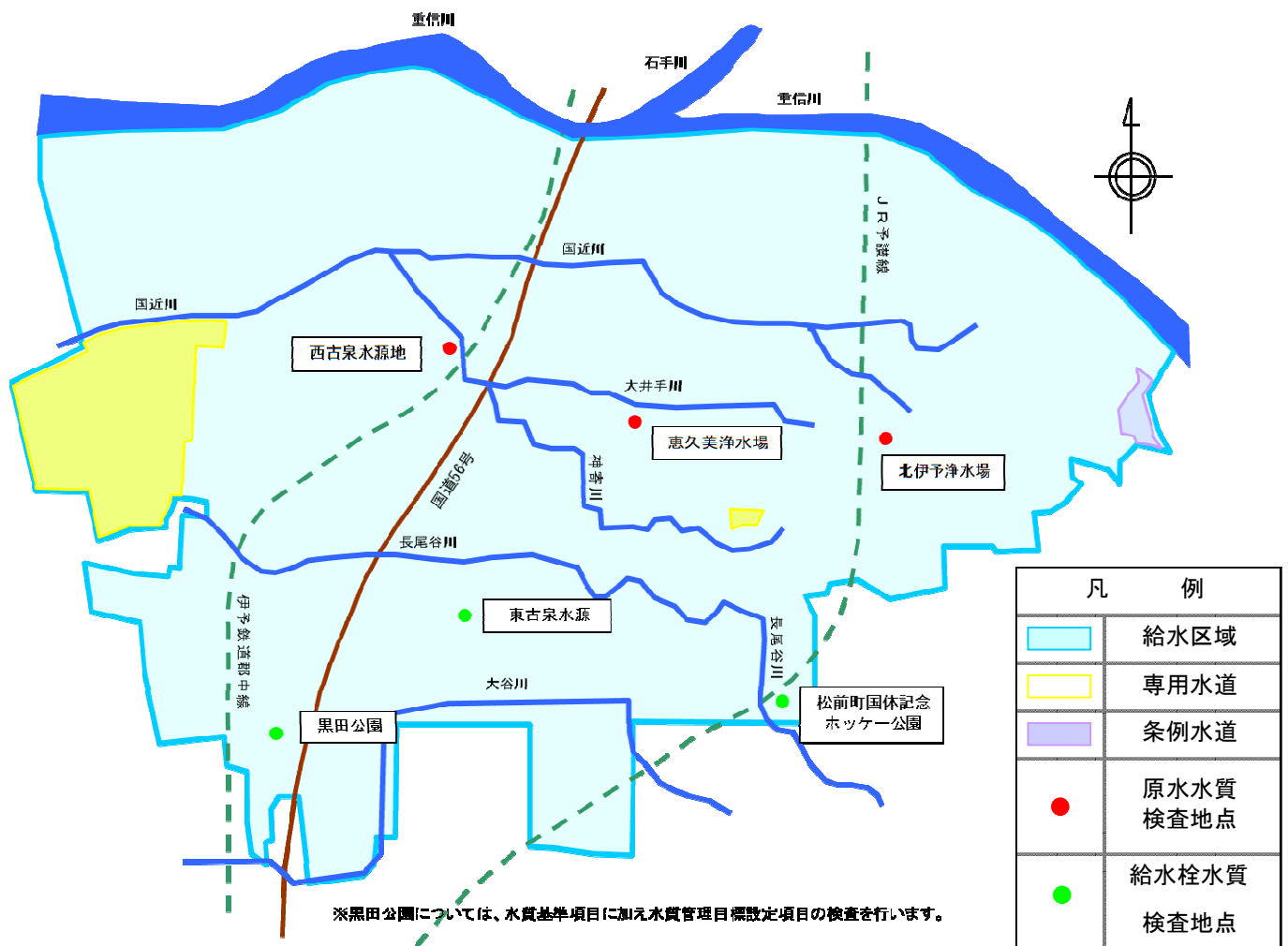
原水及び給水栓の水質検査地点は【表－４】、【表－５】及び【図－２】のとおりです。

【表－４】原水水質検査地点

区分	施設名	採水地点
原水	西古泉水源地	松前町大字西古泉字大福 3 1 2－1
	恵久美浄水場	松前町大字恵久美字郷地 4 1 4－1
	北伊予浄水場	松前町大字出作字垣添 5 6 6－1

【表－５】給水栓水質検査地点

区分	給水栓	採水地点
給水栓	黒田公園 (西古泉水源地)	松前町大字南黒田 6 2 7－2
	東古泉水源 (恵久美浄水場)	松前町大字東古泉 2 6 6－3
	松前町国体記念ホッケー公園 (北伊予浄水場)	松前町大字鶴吉 1 1 9



【図－２】水質検査地点

5 水質検査項目及び検査頻度

当上下水道課では、過去の水質検査結果や原水並びにその周辺の状況を考慮して、以下のとおり検査を行います。

(1) 毎日検査項目

色、濁り、消毒の残留効果は、給水栓水質検査地点において1日1回検査を行います。

毎日検査項目と検査頻度は【表－６】のとおりです。

【表－６】毎日検査項目と検査頻度

	項 目	評 価	自己検査、委託検査の区分	給水栓3箇所
				検査計画頻度
1	色	異常でないこと	自己検査	毎日
2	濁り	異常でないこと	自己検査	毎日
3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上	自己検査	毎日

※ 消毒の残留効果は、遊離残留塩素の場合は0.1mg/L以上、結合残留塩素の場合は0.4mg/L以上となります。

(2) 水質基準項目

法令で基準値が定められ、検査が義務付けられている項目です。原水は水道法では義務付けられていませんが、浄水処理工程で水質管理を適正に実施するために検査を行います。

原水及び給水栓の水質基準項目と検査頻度は【表－７】及び【表－８】のとおりです。

【表－７】水質基準項目と検査頻度(原水)

	項 目	基準値 (mg/L)	検査計画頻度(回/年)			
			原水			設定理由等
			西古泉 水源地	恵久美 浄水場	北伊予 浄水場	
1	一般細菌	100個/ml以下	1	1	1	浄水処理工程で 水質管理を適正 に実施する為に 検査を行います
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	1	1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	1	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	1	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	1	1	
14	四塩化炭素	0.002以下	1	1	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	1	1	
20	ベンゼン	0.01以下	1	1	1	
21	塩素酸	0.6以下	－	－	－	
22	クロロ酢酸	0.02以下	－	－	－	
23	クロロホルム	0.06以下	－	－	－	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	－	－	－	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	－	－	－	
26	臭素酸	0.01以下	－	－	－	
27	総トリハロメタン	0.1以下	－	－	－	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	－	－	－	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	－	－	－	
30	ブロモホルム	0.09以下	－	－	－	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	－	－	－	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	1	1	1	
35	銅及びその化合物	1.0以下	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	1	1	
38	塩化物イオン	200以下	1	1	1	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1	1	1	
40	蒸発残留物	500以下	1	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	1	1	
42	ジェオスミン ※1	0.00001以下	1	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001以下	1	1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	1	1	
45	フェノール類	0.005以下	1	1	1	
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3以下	1	1	1	
47	pH値	5.8以上8.6以下	1	1	1	
48	味	異常でないこと	－	－	－	
49	臭気	異常でないこと	1	1	1	
50	色度	5度以下	1	1	1	
51	濁度	2度以下	1	1	1	

・※1：の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロー-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

・※2：の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

・－：検査を行いません。

【表－８】水質基準項目と検査頻度（給水栓）

	項 目	基準値 (mg/L)	水道法に 基く検査 の回数	省略の 可否	給水栓			
					検査計画頻度(回/年)			設定理由等
					西古泉 水源地	恵久美 浄水場	北伊予 浄水場	
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	不可	12	12	12	※1
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	不可	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4回/年	省略可	1	1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4回/年	省略可	1	1	1	安全性の確認のため
5	セレン及びその化合物	0.01以下	4回/年	省略可	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	4回/年	省略可	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4回/年	省略可	1	1	1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	4回/年	省略可	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4回/年	省略可	12	12	12	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4回/年	不可	4	4	4	消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4回/年	省略可	12	12	12	水質の状況を把握するため
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4回/年	省略可	12	12	12	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4回/年	省略可※5	4	4	4	
14	四塩化炭素	0.002以下	4回/年	省略可	1	1	1	安全性の確認のため
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4回/年	省略可	1	1	1	水質の状況を把握するため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4回/年	省略可	1	1	1	安全性の確認のため
17	ジクロロメタン	0.02以下	4回/年	省略可	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	4回/年	省略可	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	4回/年	省略可	1	1	1	
20	ベンゼン	0.01以下	4回/年	省略可	1	1	1	
21	塩素酸	0.6以下	4回/年	不可	4	4	4	
22	クロロ酢酸	0.02以下	4回/年	不可	4	4	4	消毒副生成物
23	クロロホルム	0.06以下	4回/年	不可	4	4	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4回/年	不可	4	4	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4回/年	不可	4	4	4	
26	臭素酸	0.01以下	4回/年	省略可※6	4	4	4	
27	総トリハロメタン	0.1以下	4回/年	不可	4	4	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4回/年	不可	4	4	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4回/年	不可	4	4	4	
30	ブロモホルム	0.09以下	4回/年	不可	4	4	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4回/年	不可	4	4	4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4回/年	省略可	1	1	1	安全性の確認のため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4回/年	省略可	1	1	1	水質の状況を把握するため
34	鉄及びその化合物	0.3以下	4回/年	省略可	12	12	12	
35	銅及びその化合物	1.0以下	4回/年	省略可	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4回/年	省略可	1	1	1	安全性の確認のため
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4回/年	省略可	12	12	12	水質の状況を把握するため
38	塩化物イオン	200以下	12回/年	不可	12	12	12	※1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	4回/年	省略可	12	12	12	水質の状況を把握するため
40	蒸発残留物	500以下	4回/年	省略可	12	12	12	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4回/年	省略可	1	1	1	
42	ジェオスミン※2	0.00001以下	12回/年※4	省略可	4	4	4	藻類が発生する時期に検査
43	2-メチルイソボルネオール※3	0.00001以下	12回/年※4	省略可	4	4	4	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4回/年	省略可	4	4	4	水質の状況を把握するため
45	フェノール類	0.005以下	4回/年	省略可	1	1	1	安全性確認のため
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3以下	12回/年	不可	12	12	12	※1
47	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	不可	12	12	12	
48	味	異常でないこと	12回/年	不可	12	12	12	
49	臭気	異常でないこと	12回/年	不可	12	12	12	
50	色度	5度以下	12回/年	不可	12	12	12	
51	濁度	2度以下	12回/年	不可	12	12	12	

- ・※1：法令により概ね1ヶ月に1回以上検査を行う項目です。毎月検査を行います。
- ・※2：の正式名：（4S, 4aS, 8aR）-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
- ・※3：の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール
- ・※4：かび臭の原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、藻類の発生がないことが明らかな時期を除き1か月に1回以上。
- ・※5：海水を原水とする場合不可
- ・※6：浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目です。将来にわたり水道水の安全確保に万全を期する見地から検査を行います。なお、検査地点は最も給水量が多い西古泉水源地にて行います。また、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) については全ての浄水場において検査を行います。

水質管理目標設定項目と検査頻度は【表－9】、当町における農薬類に関する水質管理目標設定項目は【表－10】のとおりです。

【表－9】水質管理目標設定項目と検査頻度

	項 目	目標値 (mg/L) P：暫定	検査計画頻度 (回/年) 9月					
			西古泉水源地		恵久美浄水場		北伊予浄水場	
			給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	－	1	－	－	－	－
2	ウラン及びその化合物	0.002以下P	－	1	－	－	－	－
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	－	1	－	－	－	－
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	－	1	－	－	－	－
8	トルエン	0.4以下	－	1	－	－	－	－
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08以下	－	1	－	－	－	－
10	亜塩素酸	0.6以下	1	－	－	－	－	－
12	二酸化塩素	0.6以下	1	－	－	－	－	－
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下P	1	－	－	－	－	－
14	抱水クロラール	0.02以下P	1	－	－	－	－	－
15	農薬類(検査項目は【表-10】参照)	1以下	－	1	－	－	－	－
16	残留塩素	1以下	1	－	－	－	－	－
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	－	①	－	－	－	－
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	－	①	－	－	－	－
19	遊離炭酸	20以下	－	1	－	－	－	－
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	－	1	－	－	－	－
21	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	0.02以下	－	1	－	－	－	－
22	有機物質 (過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	－	1	－	－	－	－
23	臭気強度 (TON)	3以下	－	1	－	－	－	－
24	蒸発残留物	30以上200以下	－	①	－	－	－	－
25	濁度	1度以下	－	①	－	－	－	－
26	pH値	7.5程度	－	①	－	－	－	－
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1～0	－	1	－	－	－	－
28	従属栄養細菌	2000/mL P	1	－	－	－	－	－
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	－	1	－	－	－	－
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	－	①	－	－	－	－
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005以下 P	1	1	1	1	1	1

※ 表中①は水質基準項目との重複項目となります。重複項目については、基準項目に準じて検査を行います。

【表－10】農薬類に関する水質管理目標設定項目

項目	目標値 (mg/L)
アセフェート	0.006以下
イプロベンホス	0.09以下
グリホサート	2以下
ジクワット	0.01以下
トリフルラリン	0.06以下
フェニトロチオン	0.01以下
フサライド	0.1以下
ブプロフェジン	0.02以下
ベノミル	0.02以下

※農薬類(検出目標値)：検出値と目標値の比の和として1以下

(4) その他の項目

その他の項目は、水源の水質監視に関する項目について検査を行います。

その他の項目と検査頻度は【表－11】のとおりです。

【表－11】その他の項目と検査頻度

項 目	原水（回/年）		
	検査計画頻度(回/年)		
	西古泉	恵久美	北伊予
嫌気性芽胞菌	12	12	12
大腸菌 (E.coli)	12	12	12
クリプトスポリジウム等 ※ (実施月)	4 (6月・9月・12月・3月)	1 (9月)	1 (9月)

※耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査です。

西古泉水源地は、ろ過設備が整備されていないため年4回検査を行います。

(5) 水質検査月別採水項目

水質基準項目		給水栓												原水
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 一般細菌		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物												○		○
4 水銀及びその化合物												○		○
5 セレン及びその化合物												○		○
6 鉛及びその化合物												○		○
7 ヒ素及びその化合物												○		○
8 六価クロム化合物												○		○
9 亜硝酸態窒素		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○		○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 フッ素及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 ホウ素及びその化合物			○			○			○			○		○
14 四塩化炭素												○		○
15 1,4-ジオキサン												○		○
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン												○		○
17 ジクロロメタン												○		○
18 テトラクロロエチレン												○		○
19 トリクロロエチレン												○		○
20 ベンゼン												○		○
21 塩素酸			○			○			○			○		
22 クロロ酢酸			○			○			○			○		
23 クロロホルム			○			○			○			○		
24 ジクロロ酢酸			○			○			○			○		
25 ジブロモクロロメタン			○			○			○			○		
26 臭素酸			○			○			○			○		
27 総トリハロメタン			○			○			○			○		
28 トリクロロ酢酸			○			○			○			○		
29 ブロモジクロロメタン			○			○			○			○		
30 ブロモホルム			○			○			○			○		
31 ホルムアルデヒド			○			○			○			○		
32 亜鉛及びその化合物												○		○
33 アルミニウム及びその化合物												○		○
34 鉄及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35 銅及びその化合物												○		○
36 ナトリウム及びその化合物												○		○
37 マンガン及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38 塩化物イオン		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40 蒸発残留物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41 陰イオン界面活性剤												○		○
42 ジェオスミン			○			○			○			○		○
43 2-メチルイソボルネオール			○			○			○			○		○
44 非イオン界面活性剤			○			○			○			○		○
45 フェノール類												○		○
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計(項目)		16	32	16	16	32	16	16	32	16	16	51	16	39

※ 西古泉水源地・恵久美浄水場・北伊予浄水場の原水検査は、21～31及び、味(48)を除く39項目について、9月に行います。

6 臨時の水質検査

浄水処理に問題が生じた場合、該当物質について適宜検査を行い、適正な浄水処理に努めます。
お客様の水道水に問題が生じた場合速やかに対応致しますので、当上下水道課まで御連絡下さい。
臨時の水質検査は以下の場合に行います。

- 1 水源の水質事故の影響を受けたとき
- 2 浄水処理に異常が生じたとき
- 3 お客様の水道水に異常が認められたとき
- 4 水源の水質が急激に変化したとき
- 5 水源付近や、給水地区で消化器系感染症が流行しているとき
- 6 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- 7 その他、必要があると認められるとき

なお、臨時の水質検査を行う項目は、水質基準項目を中心に状況に応じて決定します。

7 水質検査方法

- (1) 「毎日検査」は当上下水道課が行います。
- (2) 「水質基準項目」、「水質管理目標設定項目」及び「その他の項目」は、水道法第 20 条第 3 項に規定する「国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関」に委託して行います。

検査委託機関	名 称：公益財団法人 愛媛県総合保健協会
	所在地：〒790-0814 松山市味酒町一丁目 10 番地 5

8 信頼性の確保、水質検査の精度及び水質検査結果の評価

(1) 信頼性の確保

当上下水道課では、水質検査の精度及び水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えている検査機関(水道法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣登録機関)に委託します。

(2) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 10 分の 1 の定量下限を確保し、基準値及び目標値の 10 分の 1 付近の測定において、変動係数(CV)が金属類では 10%以下、また有機物では 20%以下の精度で水質検査を行います。農薬に関しては目標値の 100 分の 1 を定量下限とし、変動係数(CV)20%以下を確保します。

(3) 水質検査結果の評価

水質検査結果を水質基準値等と比較して、法令に適合した水質であることを確認します。さらに水質検査結果を解析して、浄水処理工程や配水工程での水質変化について評価を行い、より安全な水の供給に活かします。

また、原水の水質動向等を解析し、浄水処理方法の改善等に反映します。

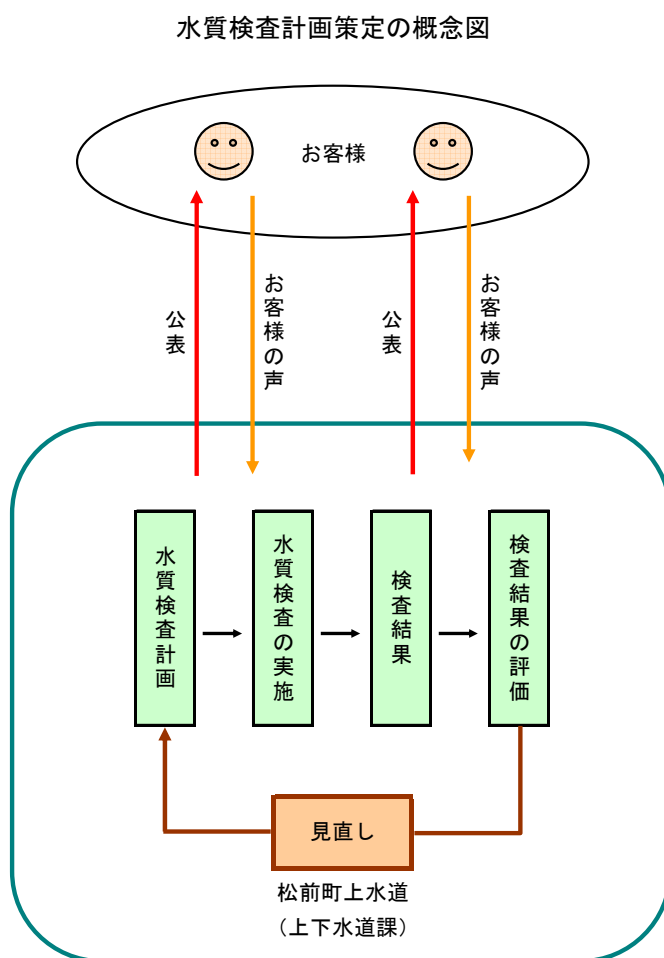
9 水質検査計画及び検査結果の公表

安全でおいしい水を提供するために、当上下水道課では水質検査計画と検査結果を、ホームページで公表します。

また、これらの事項につきましては、町民の皆様から御意見をいただいて、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客さまからの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、下図のような流れで見直しを行いますので、皆様の御意見をいただければ幸いです。

【図－３】に水質検査計画の策定と公表の流れの概念図を示します。



【図－３】水質検査計画策定の概念図

10 関係者との連携

水源での水質事故等については、関係市町で組織する中予広域水資源対策協議会にて「渇水等緊急時における相互応援協定」を締結しており、関係者と連携して迅速な情報収集と事故処理に努めます。